2025年９月定例議会　一般質問

2025年９月12日

須増　伸子

■質問１、外国人との共生について

[1]排外主義

今年の参議院選挙では、外国人政策の中で、「生活保護で外国人が優遇されている」、「外国人の犯罪は右肩上がり」などフェイクにもとづく言説がふりまかれ、外国人敵視の排外主義をあおる政党がありました。またいくつかの政党が外国人規制を打ち出す排外主義的政策を出しました。NHKの世論調査でも「外国人は優遇されていると思う」が六割を超えるなど、外国人を敵視するような考えがSNS等を中心に大きく広がっています。国際基督教大学准教授の橋本直子氏は、根拠に基づかない外国人に関する情報に対し、日本の外国人、移民についてのデータに基づく事実を提供しています。そして、「少子高齢化が進む中、外国人を排除したら社会が成り立たない。共生の仕組みをつくらなければならない。参院選で表面化した人々の不安や社会のひずみをどう有機的な議論につなげていくのかが問われている」と指摘しています。

このような排外主義に対し、知事はどのように認識し、どうあるべきと考えますでしょうか。（１）ア

また、本県における外国人の生活保護の受給も含め、日本人に比べ優遇されている状況や外国人の方が多い状況について何か把握していることはあるのでしょうか、県民生活部長にお聞きします。（１）イ

[2]外国人材のマッチング

県内の在留外国人数は、令和６(2024)年12月末現在 38,886人で、前年(2023年)末に比べ、2,958人増加し、過去最多となりました。

特定技能制度はさらに対象業種を拡大していくとされており、「外国人材、地方で争奪戦」といわれる状況が起きています。地元企業と外国人材のマッチングを支援する「外国人材活用支援ステーション」を設置（神奈川県）する県も生まれています。本県でも地元企業と外国人材をマッチングする制度を考えてはどうでしょうか。産業労働部長にお聞きします。（２）

[3]日本語教育

日常会話も全くできない外国人の生徒、児童が、義務教育の教室に編入してきたが、先生だけで日本語の指導をするのは大変なのではないのかという声を保護者の方から聴きました。現在の教育現場において日本語指導が必要な生徒、児童がどのくらいいるのでしょうか。現状や課題をどのように認識し、どのように対策することを考えているのか、教育長にお尋

ねします。（３）ア
　現在本県では、岡山県国際交流協会を中心に、子ども日本語学習サポーターの派遣事業などが実施され、各市町村も公民館などで日本語教室を実施されていたりします。しかし、地域によっては、需要に見合うような状況にはないと考えます。自治体が責任をもって日本語教育に取り組めるように国へ支援を要望するとともに、県としても日本語教育を政策的に進めていくべきではないでしょうか。知事にお聞きします。（３）イ

■答弁　伊原木知事
　日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。
　外国人との共生についてのご質問であります。
　まず、排外主義のうち、認識等についてでありますが、インターネット上において、事実に基づかない情報が拡散されるなど、外国人に対する理解不足から生じる偏見等の問題は依然として存在しており、日本人と外国人の双方が、共生に向けた相互理解の増進を図ることが重要と認識しております。
　このため、県では、日本人と外国人がともに参加する、やさしい日本語研修会・交流会を開催するなど、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会の実現に努めてまいりたいと存じます。

　次に、日本語教育のうち、国への要望等についてでありますが、県では、これまでも、市町村と連携しながら、国の補助制度を活用し、日本語教育の体制強化に取り組んでまいりましたが、日本語教室が設置されていない町村や地域もあることなどから、国に対して十分な予算の確保と支援の拡充を要望しているところであります。
　現在策定を進めている外国人材等支援推進計画の議論も踏まえながら、引き続き、日本語教育環境の充実に取り組んでまいりたいと存じます。
以上でございます。

■答弁　県民生活部長
　お答えいたします。
　排外主義のうち、優遇の状況等についてでありますが、このたび、全庁を対象に調査を行ったところ、日本人と比較して、外国人が優遇されている、または、外国人の比率が多いと言った制度等は見受けられなかったところであり、お話の生活保護につきましては、法定受託事務として全国一律の運用がなされており、国においては、外国人を優遇して取り扱うことはないとの認識が示されているところであります。
以上でございます。

■答弁　産業労働部長
　お答えいたします。外国人材のマッチングについてでありますが、県では現在、雇用実態

調査等を実施し、県内企業等の外国人の雇用に関する課題や行政に期待する支援の内容等を取りまとめているところであります。
　これらの調査結果や岡山県外国人材等支援推進協議会での意見等を踏まえ、外国人材等支援推進協議会での意見等を踏まえ、外国人材等支援推進計画を策定することとしており、本県が外国人から魅力ある働き先として選ばれ、県内企業が求める人材を確保出来るよう、お話の制度も含め、幅広く検討を進めてまいりたいと存じます。

■答弁　教育長
　お答えいたします。
　日本語教育のうち、現状等についてでありますが、小中学校における日本語指導が必要な児童生徒は、令和５年度の国の調査では、岡山市を含め247人と増加傾向にある上、主たる言語も多様化しており、よりきめ細かな指導が求められているところであります。
　現在、各学校では、日本語指導が必要な児童生徒に対して、支援員による学習補助や翻訳機の貸出など、特別な配慮に基づく指導を行っております。
　また、県教委では、加配教員を配置したり、市町村教委や学校のニーズに応じた研修の充実等を図っているところであり、今後も実態を丁寧に把握しながら、日本語指導の充実に取り組んでまいりたいと存じます。
　以上でございます。

■再質問（１）ア　須増議員
　それぞれありがとうございました。それでは排外主義について、知事に少しさらにお聞きしたいんですけれども、今年参議院選挙後の全国知事会、青森であった全国知事会では、この排外主義の問題が議論されたと報道で見たんです。どういう内容だったのか、まあ知事は海外での生活もされておられるし、この分野では随分造詣があるのかなと思っているんですけれども、その辺りを教えてください。

■答弁　伊原木知事
　７月に青森で開催された全国知事会議、４つのセッションがありまして、全体会議があるわけなんですけれども、全体会議だとなかなか議論ということにならないので、もう少し濃密な、知事同士の議論をしようということで数年前から始められたセッション。４つのテーマがありまして、私は多文化共生、まさにこの分野の議論に参加をしたわけでございます。で、私自身の意見もそうでしたし、そこに参加した、知事全員の認識として参議院議員選挙でのあの議論、一部の盛り上がりが全く信じられないということであります。
　１つは、ファクトに基づいていない議論が多々見受けられたということと、これから、外国人を導入するのかしないのかっていう辺りで議論をしていたように見えるけれども、実際に国会よりはそれぞれの地域に近いところで仕事をしていると自認をしている知事からすれば、その地域において、都道府県によって多少の濃淡はあると思いますけれども、岡山県も含めて現在、結構な数の外国人の方に来ていただいて頑張っていただいているので、地域

のそれぞれの、産業であったり福祉であったりといった活動が回っている実態があるにも関わらずお願いするのかしないのかっていう議論をしているのが全くちょっともう現実を知らない人たちの議論だということで大変びっくりするし、驚いているし、非常にこの危惧をしていると、っていうのがもう全体の雰囲気でありました。とにかくもう今から人口が減っていくというのはほぼ間違いない中で、闇雲にっていうことにはならないけれども、どういう風にしてこの地域の皆さんにとっても、来てくださる外国人にとっても、納得できる、満足できる、来てもらい方、働き方を考えていくのか、それが建設的な議論の方向性だろうというのが全般的なコンセンサスでありました。

■再々質問　須増議員

知事ありがとうございました。

分科会の中でも話し合われたということで、青森宣言というのがネットに出てたんで見たんですけども、そこでも排外主義、排他主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47 人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を開くにふさわしい舞台となったっていう文章を見て私も感動したんですけれども、詳しく教えていただいて本当ありがとうございました。やっぱり私たちの社会の今の課題とか、生きづらさとかいう問題を外国の方のせいにして何かこう解決していくような流れっていうのは本当怖いなという風に感じてます。政治の課題だったり、社会全体で解決していく問題をやっぱり、排外主義に求めるようなやり方良くないっていう風に思うんですけども、世界中でアメリカも含めてですね、排外主義の中で民族の対立が激化すると紛争があったり、戦争やジェノサイドまで引き起こす危険な流れも一部にあると思うんですね。これ決して何かあの、日本だけの問題でもなく、世界の中で厳しい感覚あると思うんです。世界の情勢も含めてこの排外主義これ以上広がってはならないって思うんですけれども、知事いかがでしょうか。

■答弁　伊原木知事

排外主義が広がってはならないというのは、全くその通りだと思います。私あの、生物学というか、動物の生態、進化、そういったものの本を読むのが大好きですけれども、色々調べてみると、自分と違う人たちを排するといいますか、自分がいて家族がいて、すぐ近くの仲間がいて、どんどん遠くなればなるほど、そこに敵対をするというのは、人類のというよりも生物のデフォルトに近い行動パターンでありますので、排外主義を排するというのは、自然のままに任せるとかっていうことではなくって、何か本能的に湧き上がる恐怖だったり、嫌悪感だったりっていうものが、実は大変な非効率につながったり、その程度ならまだしも、悲劇に繋がってきたというこの長い歴史を考えて、いかにそういった本能的なものを抑えて、きちんと機能する社会を作っていくのか、広げていけば国際社会を作っていくのかというのは、知恵と工夫と努力の必要な営みだと思っています。これまで犯してきた過ちを繰り返さないように、我々とすれば常に努力をする必要があるだろうかと思っております。

■再質問⑶ア　須増議員

知事、本当にありがとうございました。やはり努力をして平和で人権が尊重される社会、作っていかないといけないと感じました、ありがとうございます。

日本語教育についてなんですけれども、海外では母国語の教室を一定開いて学校に通うとか、日常会話ができるようになって修了するとかっていうシステム作ってる国もありますけれども、日本ではそういうことが必要で学校現場に日本語教育をお願いするっていうのはちょっとしんどいんじゃないかなって感じてるんですけれども、その点いかがでしょうか。

■答弁　伊原木知事

この海外でもというこの海外もいっぱいあるので、どの国のことなのか、アメリカのことなのかと思ったりもいたします。実際のところほんの数名、ある特定の言葉を喋る人が、来たと。その言葉のための対応をするっていうのはかなりのコストのかかることでありますので、よほどその母数が大きくなければ、例えばアメリカですとか、非常にそういった移民を含めた海外からの居住者に対する政策が充実している国でも多分そこまではしていないだろうと考えています。世界に細かく言えば何万もの言語があることを前提にすればという話でありますけれども、現実に即してどういう風に対応するのか、現状足りていないという認識は持っているわけですけれども、どういう風にするのが限られたリソースの中で個人家族にとって、地域にとっていいのか、これはしっかり考えなければいけない問題だと思っております。

■質問２、生活保護について

国は、２０１３年から１５年にかけて食費や光熱費など日常生活に不可欠な生活扶助の基準額を３年間で平均６・５％、最大で１０％も引き下げました。この大幅な引き下げについて「いのちのとりで裁判」として、生活保護基準の引き下げ見直しを求めて２９都道府県で闘われてきた３１の裁判をめぐり、大阪地裁及び名古屋地裁分について最高裁判所は今年の６月２７日、生活保護費の減額は違法という初の統一判断を示しました。

最高裁は、生活扶助の額は従来、消費水準を指標としており、専門部会にも諮らずに物価変動を直接の指標として改定したことは、専門的知見との整合性を欠き、違法だと断じました。

しかしその後、国では、生活保護利用者に謝罪をせず、今後の対応を検討する専門委員会を一方的に設置して速やかな対応に背を向けています。本県でもたたかわれている裁判でもあり、県民の生活保護行政に最高裁判決が生かせるようにすべきと考えます。今回の最高裁判決は、約 60 年前に早島町の当時の国立岡山療養所で療養生活を送っていた朝日茂さんが原告となった朝日訴訟、いわゆる「人間裁判」として教科書にも載るものですが、この朝日訴訟で最高裁判決が付言した立法裁量論を覆す判決ともなり、歴史的にも意義深く高く評価できると思います。違法に減額した生活保護費の支給など、速やかな被害回復を求め国へ要望してはどうでしょうか。子ども福祉部長のお考えをお示しください。

■答弁　子ども福祉部長

お答えいたします。
生活保護についてのご質問でありますが、最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方については、現在、国において、社会保障審議会生活保護基準部会の下に専門委員会が設置され、これまで 3 回にわたり審議されているところであり、県としては、引き続きその状況を注視してまいりたいと存じます。
以上でございます。

■意見　須増議員
生活保護についてはぜひ速やかな対応を求めてお願いを致します。
よろしくお願いします。

③医療提供体制について
新たな地域医療構想の策定に向けて、現在国ではガイドラインが検討されていると聞いています。これまでは、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進めるため、過剰となっている病床の削減については、数値目標を示して調整・協議を進めてきたわけですが、新たな地域医療構想では、全ての地域・世代の患者が適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができるよう外来や在宅医療、介護との連携などを含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る方向で国は検討しています。
本県での新たな地域医療構想の策定に向けて、誰もが、必要な医療を住み慣れた地域で受けられる体制の構築が求められると思います。特に医師や看護師の地域間の体制の格差を解消できるように検討すべきと考えますがいかがでしょうか。また、策定にあたっては市町村の意見を反映させたものとするべきと考えますがいかがでしょうか。（１）
そもそもコロナ禍でおこった医療ひっ迫の事態をくりかえさないようにその教訓を生かすことが大切です。この問題は今年六月議会でもわが会派の森脇議員も取り上げるなど繰り返し訴えてきましたが、その際の答弁では、「第９次岡山県保健医療計画において、新たな項目として「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し、本計画に沿って、医療機関等とまん延時の入院病床確保のための協定を締結するなど、新興感染症の流行に備えた体制の確保に取り組んでいる」との内容で、そもそも病床削減が進められたり、病院が経営難にある中で、対応できるのかが大いに疑問です。医療機関に余力がなくなってしまったら、大規模災害時や新興感染症蔓延時に対応ができなくなってしまいます。新たな地域医療構想の策定や、保健医療計画の見直しにあたって、サージキャパシティー、つまり、医療機関が緊急時や災害時に通常業務量を超えて増加する患者や被災者を受け入れ、適切な医療を提供する体制づくりを盛り込むことが大切と考えますがいかがでしょうか。（２）
また、救急医療体制については、患者の緊急度や重症度に応じて対応できるよう、広域的な体制の構築が求められております。また、119 番通報や救急病院のひっ迫を回避することなどを目的に、国では共通の短縮ダイヤル＃7119 を使用し、救急車を呼ぶべきか等の医療相談や受診可能な医療機関の案内などをしてもらえる救急安心センター事業を進めて

おり、本県においても導入する市町村が増えていますが、県が実施主体となり県内全域への導入を進めるべきではないでしょうか。（３）
　本年６月に自民・公明・維新の会の３党が、病床を約１１万床削減することや OTC 類似薬の保険給付のあり方の見直しを行うことで合意し、国の経済財政運営と改革の基本方針 2025 にも位置付けられるなど、医療費の削減を目指した動きが進んでいます。これらの取組は、医療崩壊につながるのではないかと大変危惧しております。県として国に対し、これらの合意による取組を行わないよう要望すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。（４）
　以上について保健医療部長のお考えをお示しください。

■答弁　保健医療部長
　お答えいたします。
　医療提供体制についてのご質問であります。
　まず、新たな地域医療構想についてでありますが、2040 年に向け、介護との連携や人材確保等を含めた、あるべき医療提供体制の実現に資するよう策定するものであり、現在、国の検討会において、医師偏在対策等と一体的に議論されているところであります。
　県では、引き続き、医師等の確保に向けた取組を進めるとともに、国の議論を注視しつつ、地域医療構想調整会議等を通じて市町村等の関係者の意見を伺いながら、新たな地域医療構想の策定に取り組んでまいりたいと存じます。
次に、新興感染症まん延時等の対応についてでありますが、新たな地域医療構想の下での災害医療及び新興感染症医療については、今後、国の検討会やワーキンググループにおいて、議論が行われるものと承知しております。
　新たな地域医療構想の策定及び保健医療計画の見直しにあたっては、今後、検討会等での議論を経て、国から示されることとなるガイドライン等の内容を踏まえ、必要な検討を行ってまいりたいと存じます。

　次に、救急安心センター事業についてでありますが、救急安心センター事業、いわゆる#7119 については、救急車の適正利用や救急医療機関の適正受診に寄与するものであることから、昨年度、事業を実施する市町村を支援する補助制度を創設し、２市が事業を開始したところであります。
　さらに来月から 7 市町村が開始予定であるなど、事業を開始する市町村の広がりがあると認識しており、あらためてそれぞれの市町村のニーズを確認する必要があると考えております。

　次に、国への要望についてでありますが、国においては、持続可能な社会保障制度のための改革に向け、また、国民負担の軽減を実現するためとして、新たな地域医療構想に向けた病床削減や、OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについて、検討が行われているもの

と承知しております。
　国に対し、こうした取組を実施しないよう要望することは考えておりませんが、全国知事会等を通じ、関係者の意見等を聞きながら丁寧に検討を進めることについては要望しているところであり、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと存じます。
　以上でございます。

■再質問　須増議員
　ありがとうございました。
　⑵なんですけれども、コロナ禍の教訓を生かしてということで国も検討しているということではあったんですけど、前回の答弁の時に第９次岡山医療計画の中で、いろんな病院と連携協定を結んでなんとかするんだっていう方針です。それ以上に何か今回、国の検討で前進する可能性、それでは十分ではないと私は思うんですけども、さらにそういう発展する可能性っていうのはあるんでしょうか。

■答弁　保健医療部長
　須増議員の再質問にお答えいたします。
　現在、お尋ねの点については、国のワーキンググループ等を設置し、検討されるものと承知しております。医療提供体制については、地域にとって必要な病床等は維持されるべきものと考えております。いずれにしましても、災害や新興感染症蔓延時に必要となる病床を、新たな地域医療構想においてどう取り扱っていくこととなるのか、まずは国の議論を見守りたいという風に考えております。

■再々質問　須増議員
　今医療現場は、部長ご存知だと思うんですけど、倒産件数は過去最高という状況が毎年続いておりまして、６割の病院が赤字と言われ、先ほど介護の話も随分あったんですけど、介護現場も深刻な状況が続き、いろんな団体からも診療報酬、介護報酬引き上げを求めている状況で、すでに医療現場には余力がもうないという、人手不足で休眠病床は補助金欲しさに申請するっていう状況もありました。そういう余力がないという状況で機能するのかっていうのを私は言いたいんですけども、その余力状況についてどう認識されてますか。

■答弁　保健医療部長
　災害医療含めた医療提供体制については病床削減ありきではなく、必要な病床等は維持されるべきものという風に考えております。いずれにしましても国の議論を見守りたいというふうに考えております。

■再々質問　須増議員
　部長は医療現場にもおられたという経験をお持ちのようですので、肌感覚でもしお答えすることがあればお聞きしたかったわけですけれども、国の動向はよく分かるんですけれども、

そういうことをちょっと教えていただきたいんです。やっぱりサージキャパシティ、余力っていうのは別に無駄があるわけじゃなく、そこに余裕があれば何かあった時に対応できるっていうことではないかと、いう風に思うんですけども、その辺りについて、現場でおられたわけですから少し感覚的にもお伝えいただけたらありがたいんですけれども。

■答弁　保健医療部長

再々質問にお答えいたします。繰り返しにはなりますが、医療提供体制については、病床削減ありきではなく、必要な病床等は維持されるべきものという風に考えておりますので、医療現場の厳しい状況というのも踏まえて国の議論を見守りたいという風に考えております。

④地域公共交通について

本県の地域公共交通施策の方向性を示す岡山県地域公共交通ビジョンを今年度末までに策定するため、策定会議が開催されており、先日骨子案が公表されました。

このビジョンの充実を願いいくつか質問します。

生活のための身近な地域公共交通について、事業者や市町村、地域住民を中心に大変な努力で維持され、その中で見直しや再編が課題となっています。運転手不足や燃料費高騰も深刻な状態が継続しています。ＡＩ・デジタルに関連した多様な技術の発展が公共交通の在り方も変えつつあります。

その中で、地域公共交通の役割や意義を大きくとらえて岡山県地域公共交通ビジョンを策定する必要があると思います。持続可能で利便性の高い地域公共交通体系を構築するとともに、利用促進を進めネットワークの活性化を図るという方針はもちろん大切ですが、さらに、気候変動対策の位置づけや、健康寿命の増進に貢献する施策も議論されることが求められるのではないでしょうか。知事にお伺いします。（１）

市町村が抱える地域公共交通の課題はそれぞれにあり、そこに寄り添い解決できる展望が示される必要があります。名古屋大学大学院環境学研究科では国の支援も受け「地域公共交通コーデネーター・プロデューサー養成プロジェクト」として講座を開設し、そこで学んだ方が自治体に赴き成果を上げている例もあります。本県でも、今年度から生活交通を確保するため、デマンド交通など地域の実情に応じた新たな移動手段の確保等に取り組む市町村や地域に対し、専門家の派遣等を通じて伴走支援する新たな交通サービス導入支援事業を実施しておりますが、現在の取組状況はどうでしょうか。また、活用が進むよう周知が必要と考えますがいかがでしょうか。併せて県民生活部長に伺います。（２）

次に、県内で地元から別の地域に電車やバスで出かけようとするときに、電車の時刻表はネットでもすぐにわかりますが、バスは形態が様々で、コースや時刻がわかりにくくネットで検索してもすぐにわからないものも多くあります。ビジョンの策定に伴い、県が市町村のバス等のコース・時刻表をまとめて公表するバスマップを作成してはどうでしょうか。県民生活部長に伺います。（３）

■答弁　伊原木知事
　お答えいたします。地域公共交通についてのご質問であります。
　岡山県地域公共交通ビジョンについてでありますが、これまでも策定会議において CO2 削減などの環境対策や健康寿命の増進に関する意見があったことは承知しております。
　今後、ビジョンの策定にあたっては、持続可能で利便性の高い地域公共交通体系の構築に向け、策定会議の場などにおいて、お話の気候変動対策なども含め、様々な観点から議論が行われるものと考えております。
　以上でございます。

■答弁　県民生活部長
　お答えいたします。
　まず、新たな交通サービス導入支援事業についてでありますが、今年度、定時定路線で運行しているコミュニティバスから予約型乗合タクシーへの転換や、公共ライドシェアの導入など、新たな交通手段の確保に取り組む 4 市町に対して、県の担当者と地域公共交通の専門家を派遣するなどの伴走支援を実施しているところであります。
　こうした県の支援が一層活用されるよう、市町村との会議の場などを通じて周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、バスマップの作成についてでありますが、県では、将来の地域公共交通を見据え交通 DX の導入を進めており、経路や時刻表などといった運行情報のデジタル化に取り組むバス事業者等を支援することにより、スマートフォン等を使った経路検索や乗り換え案内サービスの充実に取り組んでいることから、県としてバスマップを作成することは考えておりませんが、引き続き、策定中のビジョンの方向性なども踏まえつつ、様々な主体と連携しながら、バス利用者の利便性向上に努めてまいりたいと存じます。
以上でございます。

■再質問　須増議員
　ありがとうございます。まず(1)で、このビジョンを広く捉えて基本的に進めていくという問題なんですけれども、CO2 削減を加速させるための視点ということで、今環境省が主体となって国土交通省に連携を求めて、公共交通と脱炭素移行事業っていう、なんかマッチングされた事業が提案されていたり、この分野で財政厳しい中、そういうものを盛り込むことで予算も確保できたり、社会貢献、意義付けもぐっと高まっていく。そういう取り組みができるのかなと。
　さらにですね、健康増進ということで言うと、地域包括ケアシステムの中核機能として地域公共交通を位置づける。この一部じゃなくて、この包括ケアシステムも地方の高齢者の交通課題をどう解決するかということが、地域包括ケアシステムを成功させる鍵だということで、大きな位置づけで一緒に議論している。こういう取り組みも進んでるんです。今知事が紹介されたように策定会議でそのことも協議されてるということなんですけれど、ただです

ね、この県民生活部だけで、1 担当課だけで議論しているとですね、そういういろんな可能性や位置づけが、やはり結局まとめる部が 1 つであったら、その中でできる範囲に収まっちゃうんじゃないかっていうふうに私はちょっと感じたもんですから、この質問をしたんですけれども、もっと部局横断の大きな取り組みをすべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

■答弁　伊原木知事

確かにこの交通の問題というのは、生活の問題と密接に関わってきますし、生活の問題ということは世の中のあらゆることに繋がってきています。策定会議の場では視野狭窄に陥ることなく、幅広く議論を行っていただきたいと思っております。ただ、そうは言っても担当部局がしっかりそこにあるというのは大切なことでありまして、必要な時に他部局の協力を得るということはあると思いますけれども、今ここで何か構えを変えるということは考えておりません。

■再々質問　須増議員

ありがとうございます。必要な時は他部局と連携、協力の可能性があるという風にお答えいただいたんですけれども、まさに必要があると思うし、その可能性がとても広がっている分野だと思うんです。なので必要があればというか、必要があると認識するんですけども、知事いかがでしょうか。

■答弁　伊原木知事

どういった議論になっていくのか、どういった部門の協力を得る必要があるのか、策定会議の場でそういったことも含めて議論がなされるものだと考えています。

■再質問　須増議員

ありがとうございました。

バスマップについてなんですけれども、県が独自に作るっていうのは、難しいのかもしれないんですけど、民間のいろんな団体が、各県で広域的に作っているところがいくつかあったり、岡山市も随分頑張っておられる団体があったりします。やっぱりここはとっても、バスを愛しもっと広げていく、そういう取り組みってとっても大事だと思うので県として、民間で頑張ってる部分を応援していく、そういう視点は何か考えられないですか。

■答弁　県民生活部長

須増議員の再質問にお答えをいたします。

民間の取り組みを県として支援してはどうかということでございます。

確かにバスに乗る時になかなか乗りにくいっていう声は、一定程度私どもも受け止めておりまして、民間の取り組みがすごくありがたいなということも考えておりますが、ただご答弁で申し上げたように、これからのことを考えていけば、やはり我々のリソースはできるだ

けDXの方に繋げていきたいというようなこともございますので、色々民間の声も聞きながらですね、その辺は考えていきますけれども、そうした考えを持っているということでご答弁させていただきます。
　以上でございます。

⑤防災対策について
　防災対策について質問します。学校や公共施設、住宅や上下水道の耐震化などが大きな課題として進められてきています。私は、能登半島地震のボランティアにこの間 3 回出向いてきました。その時能登半島の被災地へ入ると道路が、橋梁前後で大きく陥没し、中には崩れ落ちたりがけ崩れで閉ざされたりと、いわゆる緊急輸送道路であっても路面でバウンドして 30 キロくらいでゆっくり走らなければならず、常に大渋滞している状況で、そのことが被災地の復興を遅らせている原因の一つになっている現状を見てきました。住宅や上下水道と同様に緊急輸送道路の耐震化は重要な課題だと感じています。
　そこで緊急輸送道路の耐震化についてお聞きします。
　県は本年３月に緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを行うなど、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路の耐震性が確保され、地震時にネットワークとして機能することをめざしています。
　そして、緊急輸送道路の耐震化について、橋梁の耐震補強や、倒壊による道路閉塞を防止するため緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化が進められています。
　　国の調査では、本県の管理する緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率は 7 割に届かず全国でも下位の状況であったと思いますが、現在の県が管理する緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率と耐震改修や除却のための補助件数の実績についてお示しください。
　市町村とも協力し緊急度の高いものから適切に耐震化を進めていく必要があると考えますが、併せて、土木部長のお考えをお示しください。（１）
　また、緊急輸送道路の耐震補強が間に合わない地域や、災害時に孤立可能性のある集落に対して、救援物資を速やかに届けるために、備蓄倉庫の分散・増設が欠かせません。しかし、本県では県北部に災害時の救援物資備蓄倉庫を整備する計画が先日中止されました。県北への備蓄倉庫の整備について代替計画を一日も早く示すとともに、さらなる県内での備蓄倉庫の整備について、併せて危機管理監のお考えをお示しください。（２）

■答弁　土木部長
　お答えいたします。
防災対策についてのご質問であります。
　緊急輸送道路についてでありますが、県が管理する緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率については、15m以上の橋梁で、大規模な地震が発生しても速やかな機能回復が可能となる耐震性能まで確保している橋梁の割合は、69%となっております。
　また、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化については、法令に基づき耐震診断を義務づけ

た建築物の38%で耐震性能不足が解消され、このうち、耐震改修３件、除却17件については、国・県・市町の補助が活用されております。
　引き続き、市町村と連携し、迂回路の状況、主要な防災拠点との連絡なども考慮しながら、緊急輸送道路の耐震化を推進してまいりたいと存じます。
　以上でございます。

■答弁　危機管理監
　お答えいたします。
　備蓄倉庫についてでありますが、県では、南海トラフ巨大地震の被害想定の結果や、国が新たに地方に示すとしている備蓄品目やその数量に関する指針を参考に、今後市町村と備蓄目標を協議したいと考えており、この目標設定後に、お話の視点も踏まえて物資の保管場所の確保を検討してまいりたいと存じます。
　以上でございます。

■再質問　須増議員
　土木部長、能登で私見たら橋の前後が陥没して、橋は結構頑丈に残ってるんですよ。その前後が陥没して崩れたり、こうぐにゃんとこうバウンドする状況にあって、そういうことも含めて今回この検査、橋梁って言った時に、そこも含めて協議されていると思ったらいいんでしょうか。

■答弁　土木部長
　再質問にお答えいたします。基本的に橋梁の耐震化というとこでは、その橋梁の部分、その構造部分にございます。と言いますのはこれまでその地震により大きな被災を受けたりとかですね、あとは通れなくなったりというですね、その状態から早期に復旧するっていうのが難しいのが橋の特徴でございまして、そこから耐震補強というものを、中心にやってきたというのが実情としてございます。なのでいわゆるその、土で作られているところだとかっていうところについては、基本的には大きな被害になったりとかですね、早期の復旧が難しいという状況ではなかなか、そういう風に捉えてきてなかった、そういうようなところではなかったというのが実情でございます。
　一方でですね、能登半島地震を受けまして、盛土でできているところであっても、非常に大規模な盛土だとかですね、そういったところが崩れて復旧に大きな支障が出たような、そういった教訓があったので国の方からそういった盛土構造のところのですね、点検の要領というものが示されました。こちらについてもですね、県としてどういった形で進めていくかというところは、しっかりと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

■再質問　須増議員
　ありがとうございます。
　市町村との備蓄を検討してから話を決めていくっていうことなんですけれども、今年結構

しっかり予定されていたものが中止になったんで、その代替は直ちにすべきじゃないかなと思うんですけども、今年の年度内でそんなに情勢が変わったんでしょうか。

■答弁　危機管理監

須増議員の再質問にお答えいたします。

ご質問にもありました、今回のその日本原高校の倉庫の中止につきましては、国の交付金で購入する新たな簡易ベッドの保管先の位置づけで買わせていただきたいと、要するに新しく物を大きくたくさん買うので買わせていただきたいという位置づけと、県内の地域事務所に点在する物資を集約してですね、本来倉庫でないようなところに今入れていますので、やっぱりその搬出の効率が悪いので、そういったことも解消したいといった観点から、今回倉庫も合わせて整備をするという計画を立てさせていただきました。

ただですね、現状その簡易ベッドについては、少なくとも効率を解消したいということも含めてやってたんですが、今回買う部分については現状の倉庫を少し拡充するとかですね、要は再配置することで今のところ配置はできているので、今回の状況で新たに買う部分については確保できているので、今後新たに買う部分も含めて、次の目標を整備することについては、また倉庫の考え方は改めてお示しさせていただきたいという風には考えております。

以上でございます。

⑥自動車運転免許の取得について

今年の３月、自動車運転免許の取得のため学科試験を受けようと思いインターネットで予約しようとしたら、１ヶ月先まで全部埋まっていて、学科試験を受けたくても受けられないという声を聴きました。４月から就職が決まっている学生さんにとって３月中に試験が受けられるのかどうかは、大変な問題です。運転免許センターに連絡すると、ネットでキャンセル待ちを毎日チェックしてほしいといわれたそうです。そんな綱渡りの方法でよいのでしょうか。完全予約制が実施されたため全国的にこんな問題が起きており、少しでも学科試験の枠に余裕のある県に一時的に移住してでも取りたいという声まで出ていました。自動車運転免許の学科試験の受験者が増える時期は受験できる定数をもっと増やすとともに予約システムをわかりやすいものにするべきではないでしょうか。警察本部長のお考えをお示しください。

■答弁　警察本部長

「自動車運転免許の取得について」のご質問であります。

普通自動車免許等の学科試験は、高校卒業を迎える方や、進学、就職を控えた方などが受験するため、１年のうち３月が最も混雑する状況となっております。

このため、３月中は、技能試験等の予約枠を減らし、通常１日１回の学科試験を最大３回に増やして対応しているところでございます。

一方で、３月中の予約が取りづらい状況が続いていることも事実であり、今後もさらなる予約枠の拡大方策について検討するとともに、比較的空いている時期の受験を呼びかけるな

ど、予約の集中緩和にも努めてまいります。
　また、予約システムについては、学科試験の予約サイト上に、Q&A 形式の利用案内を掲載するなど、利用者にとってわかりやすいものとなるよう努めているところですが、引き続き、利用者からの様々なご意見を踏まえ、改善に努めてまいります。
　以上でございます。

■再質問　須増議員
　ありがとうございます。
　予約システムなんですけれども、キャンセル待ちをしようと思ったら、その日にこうピッて押さないとわかんない、キャンセルが分かんないらしく、毎日一覧表を見て自分の空いてる時間とその日のキャンセルを見ないと分からない。キャンセル出ましたよっていうのがもっと分かりやすく表示できないものかという要望なんですけど、いかがでしょうか。

■答弁　警察本部長
　須増議員の再質問にお答えいたします。
　キャンセル待ちの状況、キャンセルが出たという状況をより分かりやすくできないかという、ご質問だったかと思います。これはシステム上のことでございますので、改修の必要性等も検討しなければならず、すぐに解決できる問題ではございませんけれども、今いただいたご意見も踏まえですね、様々な利用者のご意見を踏まえて、少しでも利用していただきやすいように改善を進めてまいりたいと思います。以上でございます。